

## 当該用地における裁決までの経緯と今後の予定

- ・弊社(起業者)は、当該用地の土地権利者等と、平成18年6月より5年間にわたり、事業計画の説明や測量の立ち入りについて、粘り強く交渉等を行ってまいりましたが、残念ながら理解を得ることができませんでした。
- ・そのため、任意交渉と並行して、平成23年12月から土地収用法の手続きを開始しました。
- ・土地収用法の手続きについては、「事業認定の手続き」と「収用委員会の手続き」の二つがあります。
- ・「事業認定の手続き」は、国が、東九州自動車道は公共の利益となる事業であることの認定を行うものです。
- ・平成23年12月に弊社が国に対して事業認定申請を行い、約10か月の審査を受け、平成24年10月に、国土交通大臣が事業認定告示を行ったところです。
- ・「収用委員会の手続き」は、収用委員会が土地等の権利者に対する補償金の額、弊社が土地等の権利を取得する時期及び土地等の権利者が土地・建物等を明け渡す期限等を決定するものです(この「決定」を裁決といいます)。
- ・平成25年1月に、起業者である弊社が福岡県収用委員会に対して裁決申請を行い、収用委員会において9回の審理をしていただき、昨年8月に審理の結審となり、裁決申請より約2年を経て、今般裁決となったものです。
- ・土地収用法の手続きを始めてから裁決に至るまで3年余となりましたが、この度の裁決は、東九州自動車道北九州市～宮崎市間の全通に向けた大きな前進であると認識しております。
- ・裁決により、弊社は、権利者の皆様方に補償金の支払いを速やかに行います。また、明渡の期限内(畑地は120日、建物等は180日)に土地等の明渡をしていただくこととなっております。なお、弊社としましては、今後とも早期明渡をしていただけるよう、お願いしてまいります。
- ・東九州自動車道の北九州市から宮崎市までは、平成元年に一部区間で基本計画が策定されて26年を経て、今年3月に椎田南～豊前間を除いて開通する予定ですが、東九州地域の沿線地域住民、沿線自治体だけでなく経済界も一体となって整備促進の要望がなされている事業であり、弊社としましては、開通努力目標である平成28年春に向けて全力で取り組んでいきます。